

検証報告 2017年6月16日 テレビ朝日「報道ステーション」

『“村度国会”150日間の軌跡 盤石の「安倍1強」に揺らぎ』と題して、通常国会の閉会までの安倍政権の動きをまとめたVTRを放送した後、憲法学者の木村草太氏と富川悠太キャスターが、いわゆる「共謀罪」（テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法）について話したが、その内容は正確な事実に基づかないまま、この法改正を成立させた政府や、賛成した人々を一方的に断罪するものであった。木村氏は本当に自身が有識者としてこの法改正について発言する資格があったのかどうか、また同番組は木村氏のような意見ばかりを一方的に伝える報道姿勢が果たして法的、道義的に正しいのかどうか、自ら問うていただきたいものである。

<報道の概要>

VTRの要旨：“森友学園問題”が大きく取り挙げられても、高い支持率を背景に強気の姿勢を続けていた安倍総理だが、相次ぐ閣僚の失言、さらに“加計学園”の問題では文科省からの内部告発という「異例の事態」が起こり、「安倍一強」に揺らぎが生じてきた。もう一つの「異例の事態」は、麻生副総理が自らの派閥を党内2番目にまで拡大してキングメーカーの座を狙う“権力闘争”の動きを見せたことだった。そんな中、国会は延長不可避と思われたが、いわゆる「共謀罪」法案は委員会採決を省略する「中間報告」という「奇策」を用いて成立させた。「説明が尽くされていない」との声が溢れる中、150日の会期が終了する。

この後スタジオで、コメンテーターの木村草太氏（憲法学者・首都大学東京教授）とキャスターの富川悠太氏の間で以下のような会話があった（以下敬称略）。

木村：共謀罪についてはですね、市民活動の萎縮、経済活動の萎縮、その他萎縮という面もありますし、それから未遂を罰しないのに共謀を罰することによる実務上の混乱も起きるだろうと言われていて、様々な問題を引き起こすということが今後予測されています。また中間報告からの本会議の採決というのは、そもそも委員会の委員長が、多数意見がまとまっているのに委員長がサボタージュするとかそういう例外的な場合を想定したもので、今回は与党公明党の方が委員長だったわけですから、今回そういうものを使うというのは、これはやはり異常であったと言わざるをえません。

それから共謀罪についてはですね、政府は二つの目的があるとずっと説明してきたわけで、

パレルモ条約批准と、テロ対策と言ってきたわけです。しかしパレルモ条約というのはそもそもテロ対策の条約ではなくマフィアや暴力団の対策のためのものですし、それから日本は暴力団対策も進んでいますし、重大犯罪については予備罪が処罰される。しかも予備罪の共謀共同正犯ということで予備行為の共謀した、関わった人は皆逮捕できるという法律ですから、これは今回の法律がなくてもパレルモ条約を批准できるだろうというのは、専門家の非常に強く言われていた意見でした。

富川：そうですねえー。パッサス教授というパレルモ条約に最も詳しいと言われている方に番組でも聞いたんですけど、まさにパレルモ条約はテロ対策のものではないとはっきりおっしゃっていましたね。

木村：日本の当時の現行法で問題ないという説明でしたね。

富川：そういった海外の言葉に耳を傾けてないというのも今の政治にある問題でした。

木村：それからやはりテロ対策の法律という点にも大きな問題があって、テロ対策については実は関連する条約に基づいて十分な立法がなされていると言われていています。実際その下見とか資金準備だのを今回の法律で捕まえるぞといった問題については、「公衆等の脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」というちょっと長い名前の法律があって、すでに包括的処罰対象になっていました。ですからテロ対策に今回の法律が付け加えることは何もなかったんですね。今回テロの危険と監視社会のどちらを選ぶかというような論点が形成されてたんですが、そもそも今回の「共謀罪」、テロ対策には使えない、使わないものなわけですから、そういう論点の形成自体が間違っていた。本当の論点というのはテロ対策という政府の嘘を許すかどうかという論点で、この論点であれば結論はもう明らかなわけですね。やはりメディアの目が、やはり政府が国民を誤魔化しにきたときに、やはり多くのメディアがそれをきちんと見抜き、また有識者も、テロ対策というのは嘘だなということを、きちんと見抜かないと国民が正しい判断ができません。ですからメディアの側も日頃から優秀な専門家とコミュニケーションを取ってほしいと思いますし、やはり今回、テロ対策だからこの法律に賛成したというふうな有識者の方は、ぜひ本当に自分が発言する資格があったのかどうか、きちんと考えてほしいと思いますね。

富川：そうですねー。そして結局、一般の人が対象となるのかどうかとか、どこまでが準備行為にあたるのかどうかとか、もう疑問がまだまだわからないものがたくさんありますから。

木村：そうですね。ただ、まあこれから法律を運用する中で抑制をかけていくこと、それか

ら修正をしていくこと、条文の改正をしていくことがこれからもできますから、ここで忘れない、あきらめないということが大事だと思います。

富川：そこにしっかりと我々は目を光らせていくと、いうことが大切ですね。

<検証者所感>

「共謀罪」の構成要件を改めた「テロ等準備罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」について、この法改正が無くともパレルモ条約の批准は可能だとする専門家の意見があると木村氏は指摘しているが、外務省のホームページに設けられた「組織的な犯罪の共謀罪に関するQ&A」には以下のような説明がある（要約）。

『既存法の罰則には組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為を処罰する罪がないため新設する必要がある、また「マネーロンダリング罪」「司法妨害罪」等の犯罪化等が義務付けられており、既存法では足りない罪の新設等の法整備も併せて行う必要がある。』この外務省の見解は、パレルモ条約の批准条件を規定した同条約5条の文言から見ても間違いないと言える。

木村氏の話を受けて、富川氏が「パッサス教授という、パレルモ条約に最も詳しいと言われている方に番組でも聞いた」と述べているのは、パレルモ条約に加入するための“立法ガイド”の作成に携わったパッサス教授へのインタビューを5月16日に放送したことを指していると思われる。そこでパッサス教授が「パレルモ条約は経済的利益や物質的利益を目的とする犯罪を対象にしたもの」と指摘しているのは事実であるが、そうした犯罪で得た利益がテロの資金源となることは容易に想定できるのであって、この条約の批准を目的とした我が国の法整備が、テロ対策をも包含することは充分考え得ることであろう。

富川氏は「海外からの声」に耳を傾けない日本政府の姿勢に問題があると指摘しているが、その前にそうした「海外からの声」を、海外の権威であるという理由で、その妥当性を吟味することなく無批判に広めようとする報道姿勢こそ疑問視されて然るべきであろう。

続いて木村氏は「共謀罪」（テロ等準備罪）の新設がテロ対策であるという政府の説明が嘘であると断言しているが、本当にそうだろうか。

一般に「テロ」と呼ばれるような行為の実行を容易にするための資金収集や協力行為を罰する法律が、木村氏の指摘する通り「公衆等の脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」としてすでに存在していたのは事実である。しかし、木村氏が指摘するこの「長い名前の法律」が規定する罪は「テロ等準備罪」の対象となる罪の中にも丸ごと含まれているのである（6条の2別表第三の八十二）。それらのテロ行為のための資金収集や協力行為も含めて、「組織的犯罪集団」の構成員に対してさらに幅広く網をかけ、組織犯罪

の準備段階で処罰を可能にするのが、「テロ等準備罪」の新設を含む「改正組織犯罪処罰法」である。そもそも、この法律の条文を率直に読めば、処罰対象からテロ行為の準備を除外しているものとは考えられない。したがって、「テロ等準備罪」が「テロ対策には使えない、使わないものであり、政府の説明は嘘である」と断言する木村氏のコメントは、事実に基づくものとは言えないと検証者は考える。

木村氏はさらに、「テロ等準備罪」がテロ対策であるという政府の説明が嘘であるという前提に立ち、「政府の嘘を許すかどうかが本当の論点」だと主張するが、それ以前に、「テロ等準備罪」がテロ対策であるという政府の説明が真実であるかどうかは、上記の通り少なくとも議論の余地がある。木村氏が学者として誠実であるならば「政府の説明は本当かどうか疑ってみるべきだ。私は嘘だと考える」といったように、議論を投げかけるまでに留めるべきであろう。

それなのに木村氏は、「テロ対策だからこの法律に賛成したというふうな有識者の方は、ぜひ本当に自分が発言する資格があったのかどうか、きちんと考えてほしい」とまで述べている。自説と異なる意見を持つ人々を、このように公共の電波を用いて一方的に貶める木村氏こそ、ぜひ本当に自身が有識者として発言する資格があるのかどうか、きちんと考えて欲しいものである。

また、「報道ステーション」においては木村氏の意見を始めとして、改正組織犯罪処罰法について反対論のみに偏して伝えており、放送法第4条1項4号「意見の分かれる問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を満たしているとは言えない状況と思われる。